佐賀県介護保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 弟

## 佐賀県規則第6号

佐賀県介護保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則 佐賀県介護保険法施行条例施行規則(平成25年佐賀県規則第27号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

次の表には17.0%にの以上的方は、17.mの部分である。								
改正前			改正後					
(手数料の額)			(手数料の額)					
第2条 条例第19条の表の15の項の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる調査の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額と			第2条 条例第19条の表の15の項の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる調査の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額と					
する。			する。					
調査の区分	額				調査の[	区分		額
1 訪問介護 <u></u> 夜間対応型訪問介護 <u>及び介護予防訪</u> <u>問介護</u> に係る調査	16,000円		1	訪問介護及	<u>なび</u> 夜間対応 <u>す</u>	型訪問介護に係る	調査	16,000円
2~4 略			2~4 略					
5 通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介 護 <u>、介護予防通所介護</u> 及び介護予防認知症対応型 通所介護に係る調査	16,000円					隻、認知症対応型 心型通所介護に係		16,000円
6~16 略			6~16 略					

附 則

## (施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は附則 第14条第2項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の介護保険法第53条第1項の規定により介護予防サービス費の支給を受け る指定介護予防サービスについては、改正前の佐賀県介護保険法施行条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。